

Thincacloud 電子マネー決済サービスチャージに関する加盟店規約

第1章 総則

第1条 【規約の適用】

このThincacloud 電子マネー決済サービスチャージに関する加盟店規約（以下、「本規約」といいます。）は、TOPPAN ペイメント株式会社（以下、「当社」といいます。）が提供する電子マネー決済サービス（以下、「本サービス」といい、詳細は第3条(2)に定義します。）において、加盟店と利用者間の電子マネーチャージ（詳細は第3条(15)に定義します。）取引に関し適用されるもので、加盟店は本規約に従って本サービスを利用することができるものとします。

第2条 【規約の変更】

当社は、一定の予告期間をもって当社が定める方法で加盟店に通知することにより、本規約を変更することができるものとします。この場合、予告期間の経過後も加盟店が本サービスの利用を継続したときは、かかる変更につき加盟店の承諾があったものとみなし、以降は変更後の規約が適用されるものとします。

第3条 【用語の定義】

本規約における各用語の定義は、別途定義されない限り以下のとおりとします。

(1) Thincacloud	当社が提供する電子マネー決済等に関するプラットフォームの総称。
(2) 本サービス	当社が提供するThincacloudを利用した電子マネー決済サービスで、加盟店の店舗において、利用者がその加盟店の指定する電子マネーについてチャージを行い、当社が加盟店より当該チャージ金相当額を代理受領し電子マネー発行会社に引き渡すサービス。
(3) 電子マネー	電子マネー発行会社が発行したICカード等に円単位で記録された金銭的価値。
(4) 電子マネー発行会社	前払式支払手段発行者又は決済代行業者であり、電子マネーにチャージされた金銭的価値を円価により当社より受領する法人又は組織。
(5) 加盟店	当社と加盟店契約を締結した、日本国内に所在地を有する法人。
(6) 利用者	電子マネー発行会社から電子マネーの利用を認められ、当該電子マネーについて加盟店でチャージしようとする個人又は法人。
(7) ICカード等	電子マネーを管理又は利用するための、ICチップを内蔵するカード及び携帯電話等の電子記録媒体。

(8) Thincacloud チャージ端末	加盟店が、本サービスの利用に際して、チャージシステムにアクセスするためのコンピュータ、レジスター、携帯電話その他の当社が指定する通信端末。又は、当該チャージシステムにアクセスするための装置。
(9) チャージシステム	本サービスにおいて使用される、店舗に設置された Thincacloud チャージ端末上で、加盟店及び利用者がチャージすることができるように構成されたシステム。
(10) 移転	ネットワーク、Thincacloud チャージ端末等を媒介することにより、利用者の IC カード等に同額の電子マネーが積み増しされること、又は電子マネー発行会社の指定する中継サーバ等に同額の電子マネーが積み増しされること。
(11) 加盟店契約	加盟店が当社から本サービスの提供を受けるための契約で、本規約をもって成立する。当社が別途定める細則等がある場合には当該細則等を含む。
(12) サービス利用料	加盟店が、当社に対して、本サービスの利用に際して支払う利用料（消費税別途）をいう。
(13) 回収料金	当社が電子マネー発行会社に代わって加盟店から受領する権利を有する、チャージ金相当額。
(14) 振込口座	当社が、本サービスの利用に先立ち、加盟店に通知した金融機関の口座。
(15) チャージ	電子マネー発行会社が発行した IC カード等に電子マネーを積み増しすることをいう。

第2章 加盟店契約の成立

第4条 【加盟店契約の申込】

1. 加盟店契約の申込は、本規約を承諾のうえ、当社が定める方法により行うものとします。
2. 加盟店契約を申し込む際に、加盟店の名称、商号、申込者名、会社所在地、電話番号、提供手法、Thincacloud チャージ端末の設置場所、その他当社が求める事項（以下、これらを併せて「加盟店届出情報」といいます。）を予め当社が定める加盟店申込書及びその他の様式（以下、これらを併せて「加盟店申込書」といいます。）に従い、書面により届け出て当社の承認を得るものとします。
3. 当社は、申し込み時に取得した加盟店届出情報を、加盟店の登録管理、その他本サービスを提供するため並びに IC カード等の普及促進活動のために利用することができるものとします。ただし、個人情報に関しては、「個人情報の保護に関する法律」の定めに基づいた取扱いを行うものとします。

第5条 【加盟店契約の成立】

1. 加盟店契約は、【加盟店契約の申込】に定める申込に対し、当社が審査のうえ承諾した旨を通知した日に、本規約及び当社が別途定める細則等を内容として成立するものとします（以下、「本契約」といいます。）。

2. 当社が【加盟店契約の申込】に基づく申込者の申込を不相当と判断した場合には、当社は当該申込を拒否することができるものとします。当社は申込者にこの結果を連絡しますが、この場合、当社は拒否の理由を開示しないものとします。又、申込の際に提出を受けた加盟店申込書その他の書面等の返却は行わないものとします。

第6条 【加盟店届出情報の変更等】

1. 加盟店は、加盟店申込書及びその他の関係書類により、当社に届け出た加盟店届出情報及びその他の重要な事項を変更する場合は、当社が定めた様式をもって事前に届出るものとします。
2. 加盟店が、前項の届出を怠ったことに起因する損害等について、当社は一切の責任を負わないものとします。

第3章 本サービスの内容

第7条 【本サービスの利用】

1. 加盟店は、本規約の定めに従い、利用者と加盟店との間のチャージに係る取引において、本サービスを利用してチャージを行うことができるものとします。
2. 加盟店と当社とは、チャージに関する電子マネー決済を円滑に行うため、相互に緊密な連携を保ち、本契約に基づく事務を双方誠実に履行するものとします。
3. 加盟店は、電子マネー発行会社からの電子マネー利用促進のための印刷物、電子媒体などに加盟店の名称、所在地及びインターネットアドレス等を掲載することを予め異議なく承諾するとともに、当社から電子マネーの利用促進に係る加盟店への広告表示等の要請を受けたときは、これに協力するものとします。
4. 加盟店は、利用者からICカード等電子マネーの情報記録媒体の提示によりチャージを求められた場合、本規約に従い、正当かつ適法にチャージを行うものとします。なお、チャージに際しての加盟店と利用者の決済は、現金のみで行うこととします。
5. 加盟店は、提示されたICカード等電子マネーの情報記録媒体について加盟店設置の端末に無効である旨の表示がなされた場合には、当該ICカード等電子マネーの情報記録媒体の利用者に対してチャージを行ってはならないものとします。
6. 加盟店は、明らかに模造若しくは破損と判断できるICカード等電子マネーの情報記録媒体を提示された場合、又は明らかに不正使用と判断できる場合はチャージを行ってはならないものとし、直ちにその事実を当社に連絡するものとします。
7. 加盟店は、電子マネー発行会社が利用者向けに定める各社電子マネー取扱規則及び電子マネーに係る利用者向けの約款の記載内容を承認し、これに従い利用者の提示したICカード等電子マネーの情報記録媒体に対しチャージを行うものとします。
8. 加盟店は、チャージを行うにあたっては、加盟店設置の端末により行うものとします。
9. 加盟店は、システムの障害時、システムの通信時、又はシステムの保守管理に必要な時間及びその他やむを得ない場合には、チャージを行うことができないことを予め承認するものとします。
10. 加盟店が利用者のICカード等電子マネーの情報記録媒体にチャージできる電子マネーは、当該チャージにおいて利用者が選択したチャージ金額に相当する額のみとします。又、通常1回のチャージで処理されるべきものを、複数回に分割してチャージすること等はできないものとします。

11. 本サービスを受けることができる時間は、1日24時間、かつ1週7日とします。ただし、第16条第1項及び第2項に係るソフトウェア・ハードウェアその他本サービスに関する設備のメンテナンスの時間を除きます。

第8条 【本サービスの利用料等】

1. 加盟店は本サービスを利用するに際して、当社にサービス利用料及びSSL証明書発行に関する事務手数料（消費税別途）を支払うものとします。
2. なお、サービス利用料及び事務手数料の金額、計算方法、計算期間等は別途当社と加盟店との間で定めるものとします。
3. 当社は、経済情勢の変化やその他の事情等により、合理的な範囲においてサービス利用料又は事務手数料を変更することができるものとし、加盟店は当該変更について予め承諾するものとします。この場合、当社は加盟店に対して事前に通知を行うものとします。
4. なお、法令の制定又は改正により、消費税率等に変更があり、或いはその他の税金等が課されたときも同様とします。
5. 前項に定めるサービス利用料又は事務手数料の変更は、30日前の予告期間をもって当社から加盟店に通知され、変更実施日の取引から新しい料金が適用されるものとします。予告期間が経過した以降も加盟店が本サービスの利用を継続したときは、加盟店が当該料金の変更を認めたものとみなし、変更後の料金を適用します。

第9条 【チャージ取引承認】

1. 加盟店は、チャージ取引を行うにあたり、利用者のICカード等へチャージ積み増し金相当の電子マネーを当社所定の方法に従い移転させるものとします。
2. 前項の電子マネーの移転に基づき、チャージシステムが正常に動作を完了したときをもって電子マネー発行会社のチャージ取引承認が得られたものとし、この時点で電子マネーを利用したチャージ取引の積み増し金額が確定するものとします。
3. 当社は、前項により電子マネー発行会社のチャージ取引承認が得られた場合に、加盟店より積み増しされたチャージ金額を回収料金として代理受領し、これを電子マネー発行会社に引き渡すものとします。
4. 電子マネー発行会社のチャージ取引承認が得られなかった場合、当該電子マネーはチャージできないものとし、この場合当社は、電子マネーがチャージできない旨を、チャージシステムを通じて加盟店に通知するものとします。
5. 当社は、電子マネー発行会社よりチャージ取引承認が得られた日より5年間、当該事実に関する記録を電子データの形で保管するものとします。

第10条 【チャージの取消し等の取扱い】

加盟店は、当社が指定する条件によりチャージを取消す場合には、当該チャージ金額に相当する電子マネーを当該チャージに使用したICカード等電子マネーの情報記録媒体から引去ることにより払い戻しができるものとします。

第11条 【電子マネー発行会社に対する苦情対応】

当社は、利用者又は加盟店から、電子マネー発行会社の収納業務について苦情・照会等の申出があったときは、電子マネー発行会社の担当部署に通知するものとします。た

だし、当社は、利用者又は加盟店に対し、それ以上の対応を行う義務及び責任を負わないものとします。

第12条【費用分担】

電子マネーの移転及び当社による電子マネー発行会社への回収料金の引き渡しに関する業務の遂行にあたり、当社と電子マネー発行会社との間に生じる当該費用は当社が負担するものとし、その他の諸費用は加盟店が負担とするものとします。

第13条【チャージ金の請求】

1. 当社は、チャージ取引における積み増し金額（以下、「チャージ金」といいます。）について、以下の表に定める取扱期間ごとに集計し、加盟店に支払請求書又はそれに代わる書面を送付することにより通知するものとします。

月2回精算の場合

締切日（取扱期間）	通知日	支払日
当月15日（当月1日～当月15日）	当月25日まで	翌月15日
当月末日（当月16日～当月末日）	翌月10日まで	翌月末日

2. 当社は、チャージ金について、支払請求書又はそれに代わる書面を発行し、加盟店は当該支払請求書又はそれに代わる書面に基づき当該チャージ金相当額を回収料金として第1項の取扱期間に対応する支払日までに、当社の指定金融機関口座に振り込む方法により支払うものとします。なお、応当日が金融機関休業日の場合には、直前の営業日に支払うものとします。
3. 加盟店が別途「Thincacloud 電子マネー決済サービス加盟店規約」第3条(2)に定めるサービスと併せて利用する場合において、当該規約第3条(16)に定める金額が回収料金、サービス利用料、その他当社が加盟店に対して有する債権の合計額を上回るときは、当社はこれら債権の合計額と対当額にて相殺後の残額を第1項の取扱期間に対応する支払日に、加盟店の指定金融機関口座に振り込む方法により支払うものとします。なお、応当日が金融機関休業日の場合には、直前の営業日に支払うものとします。又、入金に関する取り扱いは第1項の表に定める条件に限らず、当該規約にて定める条件に準拠するものとします。
4. 加盟店が別途「Thincacloud 電子マネー決済サービス加盟店規約」第3条(2)に定めるサービスと併せて利用する場合において、回収料金、サービス利用料、その他当社が加盟店に対して有する債権の合計額が当該規約第3条(16)に定める金額を上回るときは、当該規約第3条(16)に定める金額と対当額にて相殺後の残額について、当社は支払請求書又はそれに代わる書面を発行し、加盟店は当該書面に基づく金額を第1項の取扱期間に対応する支払日までに、当社の指定金融機関口座に振り込む方法により支払うものとします。なお、応当日が金融機関休業日の場合には、直前の営業日に支払うものとします。又、入金に関する取り扱いは第1項の表に定める条件に限らず、当該規約にて定める条件に準拠するものとします。
5. チャージに関わる端末から利用者のICカード等電子マネーの情報記録媒体へ移転された当該電子マネーが以下のいずれかの事由に該当する場合においても、加盟店は当

- 社に対し、当該チャージに関するチャージ金相当額の支払義務を負うものとします。
- (1) 加盟店の端末から利用者の I C カード等電子マネーの情報記録媒体へ移転された当該電子マネーが正当なものでないとき、又はその疑いがあると当社又は電子マネー発行会社が判断したとき。
 - (2) 本規約に違反してチャージを行ったとき。
 - (3) 明らかな不正使用にもかかわらず、チャージを行ったとき。
 - (4) その他加盟店が本規約に違反したとき。

第 1 4 条【チャージ金の確認】

1. 加盟店は、前条の規定により、当社から支払請求書又はそれに代わる書面が送付された際には、記載内容を確認するものとします。ただし、当社から支払請求書又はそれに代わる書面が送付された日から 3 0 日以内に加盟店から連絡がない場合には、当社は加盟店が支払請求書又はそれに代わる書面の記載内容を異議なく承認したものとみなします。
2. 前項の規定にかかわらず、当社に故意又は重大な過失がある場合を除き、加盟店の端末から当社へチャージに関する電子的情報の移転がなされなかった場合で、当社において加盟店の端末に保存されていた記録により当該チャージ金額を確認できた場合には、当社は加盟店に対し、当該確認ができた金額に相当する回収料金を請求し、加盟店は支払いを遅滞なく行うものとします。
3. 当社は、チャージに関する取扱金額の明細について、加盟店より帳票或いはデータの提供を求められた場合、当社の定める方法により有償で提供するものとします。

第 1 5 条【当社の第三者委託】

当社は本契約に基づく業務の全部又は一部を、本契約において自己が負う義務と同等の義務を課すことにより、当社の責任において第三者に委託できるものとします。

第 1 6 条【チャージシステムの停止又は中断】

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、緊急時を除き、原則として 5 営業日前までに書面（当社の Web サイト、F A X、電子メールを含みます。）にて加盟店に通知することにより、チャージシステムを一時的に中断できるものとします。
 - (1) ハードウェアその他の構成機器又はソフトウェアの保全、拡張、移行のために必要となるチャージシステムのメンテナンスを実施する場合。
 - (2) チャージシステムと接続している外部提携先システムのメンテナンスが実施される場合。
 - (3) 運用上或いは技術上、想定外の事由が生じ、チャージシステムの中断が必要と当社が判断した場合。
 - (4) その他当社が必要と認める場合。
2. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、加盟店に事前に通知することなくチャージシステムを一時的に中断できるものとします。
 - (1) ハードウェアその他の構成機器又はソフトウェアの障害により、緊急にチャージシステムのメンテナンスを実施する場合。
 - (2) データセンターの障害、電子マネー発行会社システムの障害、一般通信回線・ネットワークの障害その他の想定外の障害により、チャージシステムの提供ができなく

- なった場合。
- (3) 天災、地変、動乱、暴動、労働争議、その他の不可抗力により、チャージシステムの提供ができなくなった場合。
 - (4) 運用上或いは技術上、想定外の事由が生じ、緊急にチャージシステムの中断が必要と判断した場合。
 - (5) その他当社が必要と認める場合。
3. 加盟店は、前各項にかかわらず、加盟店における Thincacloud チャージ端末の障害、加盟店と当社との間のシステムの通信、又はシステムの保守管理に必要な時間その他のやむを得ない場合には、本サービスの提供を受けることができないことについて、予め承諾するものとします。

第17条【免責事項】

1. 前条第1項及び第2項各号に定める事由が生じた場合におけるチャージシステムの停止若しくは中断、又は本サービスの停止若しくは中断、ICカード等、Thincacloud チャージ端末、及びその他の通信機器並びにその上で動作するアプリケーション等の不具合、通信障害による加盟店からのデータの受信エラーその他のチャージシステムの不具合等により、加盟店又は利用者その他の第三者に損害が生じた場合であっても、加盟店と利用者その他の第三者との間で解決するものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。
2. 当社は、加盟店が誤って送信した本サービスに関する情報を受信した場合に、当該情報を処理したことによって生じた事態につき、なんらの責任を負わないものとします。
3. 前各項に定めるほか、加盟店の責めに帰すべき事由により利用者その他第三者に損害が生じた場合は、加盟店がその責任において処理するものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。
4. 当社は、加盟店の操作ミスにより生じたデータの修正は行わないものとします。
5. 電子マネー発行会社の責めに帰すべき事由（法的破綻及び事実上の破綻を含みますが、これらに限りません）により、加盟店又は利用者が生じた損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。
6. 当社は、電子マネー発行会社との契約の維持及びサービス提供の維持に努めるものとしませんが、その維持を保証するものではなく、本サービスの内容の変更や本サービスの終了については責任を負わないものとします。
7. 万が一、当社に帰責性が認められる場合であっても、本サービスに関して当社が賠償する損害は、通常生ずべき損害に限り、かつ、損害の原因が生じた月にかかるサービス利用料の月額を上限とします。

第4章 加盟店の義務

第18条【加盟店が取り扱う商品等の承認】

1. 加盟店は、当社に対し、本契約の申込時に取扱対象となる商品等を通知し、当社の承認を得るものとします。
2. なお、当社の承認を得た後に、商品等の内容を変更する場合についても同様とします。
3. 加盟店は、旅行商品・酒類・米類等、法令に定められた許認可を得るべき商品等を取り扱う場合は、当社に対し、本契約の申込時に、これを証明する関連書類を提出する

ものとしします。

4. 加盟店は、前項の承認を得た後においても、当社より取扱中止要請があった場合はその指示に従うものとしします。

第19条【取扱禁止商品】

1. 加盟店は、以下の各号に該当する商品等を取り扱ってはならないものとしします。
 - (1) 第三者の名誉又はプライバシーを侵害するもの、又はそのおそれのあるもの。
 - (2) 第三者の著作権、商標権、意匠権及び特許権等の知的財産権を侵害するもの、又はそのおそれのあるもの。
 - (3) 利用者に不快感・嫌悪感又は羞恥心などを覚えさせるもの、又はそのおそれのあるもの。
 - (4) 殺人、暴行、違法行為、有害なプログラムを含むコンピュータ犯罪等犯罪行為に関するもの、又は犯罪行為を誘発するおそれのあるもの。
 - (5) 人種差別、人種の特典、特定のグループに対する中傷や偏見を助長するもの。
 - (6) 公序良俗に反するもの。
 - (7) 賭博、博打、博奕にあたるもの。
 - (8) 宝くじ、通貨、地金、小切手その他電子マネーの換金化にかかわるもの。
 - (9) 特定商取引に関する法律に定めるクーリング・オフ対象となる特定継続的役務提供（エステ、語学教室、学習塾、家庭教師派遣、パソコン教室、結婚相手紹介サービス）に関するもの。
 - (10) 麻薬や違法薬物、その他国内で販売が禁止されている医薬品等及びこれを取り扱うもの。
 - (11) 武器及び武器に関連するものその他ナイフや火薬類等の危険性の高いもの
 - (12) ねずみ講、マルチまがい商法、又はこれらに類するもの。
 - (13) ワシントン条約その他の条約によって取引が禁止されているもの。
 - (14) 偽造品又は偽ブランド品、瑕疵の認められる製品、又はこれらに係るもの。
 - (15) 性能又は品質に瑕疵があるもの。
 - (16) わいせつ、売春、児童ポルノ又は児童虐待その他の社会通念上不適当なもの。
 - (17) 上記のほかに法令に違反し又は違反するおそれのあるもの。
 - (18) その他法的に保護される他人の権利を侵害するもの。
 - (19) その他、加盟店が取り扱う商品等を認めることが適当でないと当社が判断して随時加盟店に指定するもの。
2. 当社は、加盟店において前項に違反する行為、内容に該当すると判断したときは、当該加盟店に対して、商品等又は広告表現及び取引の方法等の変更、改善又は取扱中止、その他の是正を求めることができ、又は、当該加盟店に対する本サービスの提供を一時的に停止することができるものとしします。その上で相当の期間を定めて改善等を促されたにもかかわらず、その期間内に改善等がなされない場合、又は違反の程度が重大な場合には、当社は、加盟店に対する通知をもって、本契約を即時解除することができるものとしします。

第20条【チャージ端末の設置等】

1. 加盟店は、Thincacloud チャージ端末を、日本国内に限定して設置するものとしします。
2. 加盟店は、Thincacloud チャージ端末を、善良なる管理者の注意義務をもって、本サー

ビスを利用する目的に限定して使用するものとします。

3. 加盟店は、チャージ端末の盗難、紛失が生じた場合には、当社が別途指示する所定の指示に従うものとします。
4. 加盟店は、チャージ端末の設置、使用、管理について、別紙記載の事項を遵守するものとします。

第21条【加盟店標識の表示義務】

1. 加盟店標識とは、電子マネー発行会社及び当社が定める標章その他加盟店を識別するために使用する図形、文字のことを指します。
2. 加盟店は、電子マネー発行会社の定めた加盟店標識を、加盟店の店舗において、利用者の見やすいところに表示するものとし、電子マネーチャージが可能である旨表示するものとします。
3. 加盟店は、加盟店標識を、本サービス利用の目的以外に使用したり第三者に使用させたりしてはならず、又、当該加盟店標識を改変してはならないものとします。又、加盟店は、当社及び電子マネー発行会社の商号、商標、標章、標識等と誤認混同を生じさせる一切の表示をしてはならないものとします。
4. 加盟店は、電子マネー発行会社が加盟店標識を変更した場合、当社又は電子マネー発行会社の通知に基づき、変更後の加盟店標識を掲示するものとします。この場合に必要費用は、加盟店が負担するものとします。

第22条【加盟店の責任】

1. 加盟店は、本規約を承諾し、これらを遵守するものとします。
2. 加盟店は、本規約に定める義務等を加盟店の従業員その他本規約にかかる加盟店の業務を行う者に遵守させるものとします。
3. 当社は、加盟店の店舗等又は加盟店の従業員、その他加盟店の業務を行う者がチャージに関連して行った行為及び加盟店の店舗等又は加盟店の従業員、その他加盟店の業務を行う者の果たすべき義務を、すべて加盟店の行為及び義務とみなすことができるものとします。
4. 加盟店が本規約に定める手続きによらずチャージを行った場合には、加盟店がその一切の責任を負うものとします。
5. 加盟店が、チャージ取引で加盟店の責めに帰すべき事由により当社又は電子マネー発行会社に損害を与えた場合は、加盟店は当社又は電子マネー発行会社が被った一切の損害を賠償する責任を負うものとします。
6. 加盟店は、当社からチャージに関する資料を提出するよう請求があった場合には、すみやかにその資料を提出するものとし、当社から電子マネー発行会社へ提出を承諾するものとする。
7. 加盟店は、いかなる理由があっても、電子マネーの複製、改変若しくは解析等を行わないものとし、又これらの行為に加担・協力してはならないものとします。
8. 加盟店は、各種法令に従いこれを遵守するものとします。
9. 加盟店は、規約、約款その他名称のいかんを問わず、電子マネー発行会社に対して負う義務に違反してはならないものとします。
10. 加盟店は、本サービスの利用に関し当社と電子マネー発行会社との間で決定した事項を遵守するものとします。

11. 加盟店は、本サービスを利用する以外の目的で、チャージシステムにアクセスしてはならないものとします。
12. 加盟店は、電子マネー発行会社と利用者との契約関係を承認し、チャージに関するシステムの円滑な運営及び、チャージの普及向上に協力するものとします。又、加盟店は、当社よりチャージの利用促進に係る掲示物設置等の要請を受けたときは、可能な限りこれに協力するものとします。
13. 加盟店は、チャージを行うにあたり、自己の責任と費用において、端末その他の付帯設備を事前に用意するものとします。
14. 加盟店は、チャージに関する情報、端末、標識などを加盟店規約に定める以外の用途に使用してはならないものとし、又、これを第三者に使用させてはならないものとします。

第23条【禁止行為】

加盟店は、本サービスを利用するにあたり、次の行為を行わないものとします。

- (1) 加盟店の事業に必要な許可、認可、届出、免許等の取得をせずに、加盟店の事業を行うこと。
- (2) 加盟店の遵守すべき法令、又は監督省庁などの通達等の履行を怠る行為。
- (3) 違法行為又は公序良俗に反する行為の行われるサイトにリンクを張る行為。
- (4) 当社の承認を得ていない商品等を取扱う行為。
- (5) コンプライアンスに反する行為。
- (6) その他当社が不相当と認めた行為。

第24条【円滑な実施】

1. 加盟店は、正当な理由なく、利用者に対するチャージを拒否してはなりません。
2. 加盟店は、当社から依頼があった場合、利用者に対するチャージにおける状況等の調査に誠実に協力するものとします。

第25条 本サービスの利用者保護等】

1. 加盟店は、本サービスの利用に際し、利用者保護の観点から、以下の対応及び措置を講じるものとします。
 - (1) 加盟店は、利用者との契約上の紛議、システム障害による問題等、予想される事象につき、一方的に利用者が不利にならないよう取り計らうものとします。
 - (2) 電子マネー発行会社及び利用者から、当社に、加盟店への苦情・照会等の申出があった場合、当社は、加盟店の担当部署にその旨の報告を行い、加盟店が責任を持ってこれに対処するものとします。当社が電子マネー発行会社から利用者の苦情・照会等の申出の報告を受け、その旨を加盟店に報告したときも同様とし、加盟店は責任をもって対処するものとします。
 - (3) 加盟店はその他利用者とのチャージ取引が円満に終了するよう最大限努力し、利用者に対して十分な誠意を持って対応するものとします。
2. 加盟店は、本サービスを利用してチャージしようとした利用者に対し、正当な理由なくその利用を拒絶する等、利用者にも不利となる差別的取扱や本サービスの円滑な使用を妨げる何らの制限も行わないものとします。
3. 加盟店は、利用者との取引に関する一切の折衝を行うものとします。

4. その他、加盟店は利用者の本サービスに関する義務を遵守し、利用者の保護に努めるものとします。

第26条【無効ICカード等電子マネーの情報記録媒体の取扱い】

加盟店は、電子マネー発行会社又は当社から特定のICカード等が無効である旨の通知を受けた場合、又はThincacloudを通じてICカード等電子マネーの情報記録媒体を無効とする旨の表示を確認した場合、当該表示によって無効とされたICカード等電子マネーの情報記録媒体の利用者に対してチャージを行ってはなりません。又、加盟店は、無効とされたICカード等電子マネーの情報記録媒体について、当社又は発行者の指示に従った取扱いを行うものとします。

第27条【偽造及び変造された電子的情報の取扱い等】

1. 加盟店は、加盟店の端末で受け取った電子的情報が、偽造又は変造されたものであることが判明した場合には、当社の指定する方法により、当社にその旨をすみやかに連絡するとともに、当該電子的情報について、当社の指示に従った取扱いを行うものとします。
2. 万一、加盟店が前項に違反してチャージを行った場合においても、当社は加盟店に対し当該チャージ金額の支払いを請求することができるものとします。
3. 加盟店が第1項に規定する連絡を含む本規約上の義務を遵守した場合には、当社は加盟店に対し、当社が確認することができる額を限度として、偽造又は変造された電子的情報について金銭による補償を行うものとします。ただし、当社が合理的な資料に基づき以下の各号の事実のいずれかを証明した場合には、この限りではありません。
 - (1) 加盟店又は、加盟店の従業員その他加盟店の業務を行う者が故意又は過失により当該偽造又は変造に何らかの関与をしたこと。
 - (2) 加盟店が当該電子的情報を受ける際に、当該電子的情報が偽造又は変造されたものであることを知りつつ、又は重大な過失により当該電子的情報が偽造若しくは変造されたことを知らずに受け取ったこと。

第28条【利用者との紛議】

1. チャージを利用した取引に関して加盟店と利用者又は第三者との間で何らかの紛議が生じた場合には、その理由の如何を問わず、全て加盟店の責任と負担において解決するものとし、加盟店と利用者との債権債務（商品等に関するものを含みますが、これらに限りません。）その他の一切の事項、及びそれらに基づく加盟店と利用者との間の紛争については、当社は一切の責任を負わないものとします。
2. チャージを利用した取引に関して、当社又は電子マネー発行会社が利用者又は第三者から異議、苦情などを受けた場合は、速やかに加盟店に通知するものとし、加盟店は、当社又は当社を通じた電子マネー発行会社の指示に従い、直ちにその解決のために必要な措置を講ずるものとします。なお、当該通知若しくは指示は、加盟店の損害賠償義務を免除するものではありません。
3. 加盟店は、直ちに利用者との紛議の原因を解消するよう努めるものとします。
4. 当社は、紛議の解決にあたり、利用者に対して当該チャージにかかる売上代金を直接返金しないものとします。
5. 加盟店は、当社又は当社を通じた電子マネー発行会社から理由が提示され、当該チャ

ージに関する資料等を提出するよう請求があったときは、遅滞なくその資料を提出するものとします。又、チャージの利用状況等、当社の調査に誠実に協力するものとします。

第29条【情報の提供等】

1. 加盟店は、当社又は電子マネー発行会社が公的機関等から法令に基づく開示要求を受けたとき、並びに当社又は電子マネー発行会社が開示相当と認めたときには、加盟店届出情報その他の電子マネー取引に関する情報を公的機関等に開示、提出等することを予め承諾するものとします。
2. 加盟店は、当社に対し、ICカード等電子マネー及び電子マネー決済取引に関するセキュリティ又は利用者形態の調査等に関する情報（ただし、当社及び電子マネー発行会社への提供について利用者の承諾を得ていない個人情報を除きます。）や資料の提供等について最大限の協力をするものとします。この場合加盟店は、当社又は電子マネー発行会社が合理的範囲内でかかる調査結果に関する情報及び加盟店届出情報を利用すること、或いは他の加盟店に必要な情報を提供できることを予め承諾するものとします。
3. 加盟店は前項に定める他、当社から要請があった場合には必要な協力を行うものとします。

第5章 一般条項

第30条【通知】

1. 当社から加盟店に対する通知は、当社の判断により、次のいずれかの方法で行うことができるものとします。
 - (1) 当社のWebサイト上に掲載する方法。この場合は、掲載されたときをもって、加盟店に対する通知が完了したものとします。
 - (2) 加盟店が加盟店申込書により当社に届け出たメールアドレス宛てに通知する方法。この場合は、加盟店の電子メールアドレスを管理する電気通信設備に到達したときをもって、加盟店に対する通知が完了したものとします。
 - (3) その他、当社が適切と判断する方法。この場合は、当該通知の中で当社が指定したときをもって、加盟店に対する当該通知が完了したものとします。
2. 本規約又は関連法令において書面による通知手続きが求められている場合であっても、加盟店は、当社が前項各号の手続きをもって書面による通知に代えることができることに予め同意するものとします。ただし、関連法令において書面による方法以外の通知手続きが認められていない場合は、この限りではありません。

第31条【守秘義務等】

1. 加盟店は、本サービスの履行上知り得た当社の技術上又は営業上その他の秘密（以下、「営業秘密等」といいます。）を、本サービスを利用する目的以外に利用しないものとします。
2. 加盟店は、当社の書面による事前の同意を得ることなく、営業秘密等を第三者に提供、開示又は漏洩しないものとし、営業秘密等が滅失、毀損又は漏洩等することがないよう必要な措置を講ずるものとします。

3. 加盟店は、営業秘密等をその責任において万全に保管するものとし、本契約が終了した場合には、当社の指示により返却又は廃棄するものとします。
4. 本条の定めは、本契約終了後も有効とします。

第32条【当社の知的財産権】

1. 本サービスの提供に関連して当社が加盟店に貸与又は提示する物品（本規約、本サービスのサービス仕様書、マニュアル等を含みます。以下、本条において同じとします。）に関する著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含みます。）及び著作人格権（著作権法第18条から第20条の権利をいいます。）並びにそれに含まれるノウハウ等一切の知的財産権は、当社又は当社の指定する者に帰属するものとします。
2. 加盟店は、前項のほか、次のとおり物品を取り扱うものとします。
 - (1) 本サービスの利用目的以外に使用しないこと。
 - (2) 複製・改変・編集等を行わないこと。
 - (3) 営利目的の有無を問わず、第三者に貸与・譲渡・担保設定等しないこと。
 - (4) 当社又は当社の指定する者が表示した著作権表示を削除又は変更しないこと。
3. 本条の規定は、本契約が終了した後も、効力を有するものとします。

第33条【第三者への委託】

加盟店は、当社が事前に書面に承諾した場合を除き、本規約に基づいて行う業務を第三者に委託できないものとします。

第34条【譲渡等の禁止】

1. 加盟店は、当社の事前の書面による承諾がない限り、本契約に基づき当社に対して有する債権、権利及び本契約上の地位を、第三者に譲渡、貸与、質入、その他担保として提供し、又は、本契約に基づき当社に対して負担する債務を、第三者に引き受けさせることはできないものとします。
2. 加盟店が合併又は会社分割等により、本契約に基づく権利又は本契約上の地位を包括継承する場合は、包括継承の効力が発生する30日前までに、当社にその旨を通知し、当社の承諾を得るものとします。

第35条【任意解約】

当社又は加盟店は、本契約の期間中であっても、解約を希望したときには、2ヶ月前までに当社が定める解約届を送付又は提出して解約日を通知することをもって、いつでも本規約を解約することができるものとします。この場合、加盟店は事由の如何を問わず、当社に対し損害賠償を請求できないものとします。なお、かかる当社が定める書面に解約日が記されていない場合には、当該書面到達の日から2ヶ月を経過した日を解約日とします。ただし、解約日以降に加盟店が利用者より代理受領したチャージ金相当額があった場合には、加盟店は当該料金の引渡し完了するときまで残存事務を遂行するものとします。

第36条【有効期間】

1. 本規約の有効期間は、本契約成立の日から1年間とします。ただし、期間満了2ヶ月前までに加盟店、当社のいずれかが相手方に対し書面により異議を申し出ないときは、

さらに同一条件をもって1年間延長されるものとし、その後も同様とします。当該期間内に異議申出があった場合には、期間満了により本契約は終了するものとし、

2. 第1項の規定にかかわらず、当社は加盟店が本サービスを一度も利用することなく、1年間を経過した場合は、本利用契約を終了することができるものとし、
3. 電子マネー発行会社と当社との間の本サービスを提供するために必要な契約が、事由を問わず終了したときは、その時点をもって当該電子マネー発行にかかる加盟店と当社との本契約も終了するものとし、

第37条【反社会的勢力の排除】

1. 加盟店は、犯罪対策閣僚会議幹事会が申し合わせ、発表した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（以下、「政府指針」といいます。）の精神に則り、本契約の履行において、反社会的勢力（政府指針に定めるものをいいます。以下、同じ。）の介在を排除するものとし、
2. 当社は、加盟店が以下の各号のいずれかに該当した場合には、加盟店に対して何らの催告を要しないで、本契約の全部又は一部を直ちに解除することができるものとし、
 - (1) 反社会的勢力である場合。
 - (2) 代表者又は実質的に経営権を有する者が反社会的勢力である場合。
 - (3) 反社会的勢力への資金提供を行う等反社会的勢力と密接な関係があると判断される場合。
 - (4) 加盟店が威嚇等の手段として、自ら又は第三者を利用して、自らが反社会的勢力である旨又はその関係者である旨を告げた場合。
 - (5) 暴力的な要求を行った場合。
 - (6) 法的な責任を超えた不当な要求を行った場合。
 - (7) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害した場合。
 - (8) その他前各号に準ずる行為を行った場合。
3. 前項に基づき解除された加盟店は、当社に対し、損害賠償を請求することができないものとし、

第38条【契約解除】

1. 加盟店又は当社のいずれかについて次の各号の事由が一つでも生じた場合には、相手方は何らかの催告を要せずに即時に本契約を解除することができるものとし、
 - (1) 支払の停止、又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始若しくはその他今後施行される倒産処理法に基づく倒産手続開始の申立があったとき、又は合併によらず解散したとき。
 - (2) 手形又は小切手の不渡りが発生したとき、又は銀行取引停止処分があったとき。
 - (3) 裁判所、行政庁その他これらに類する機関による業務停止命令等が出された場合で、相手方が本契約を解除することが適当と認めるとき。
 - (4) 本サービスの利用又は提供にあたり、故意又は重大な過失により相手方に損害を与えたとき。
2. 加盟店に次の各号の事由が一つでも生じた場合は、当社は何らの催告を要せずに即時に本契約を解除することができるものとし、

- (1) 第6条【加盟店届出情報の変更等】の加盟店届出情報に関して、虚偽の申告を行っていたことが判明したとき。
 - (2) 仮差押、仮処分、保全差押又は差押その他の強制執行又は滞納処分の申立を受けたとき。
 - (3) 加盟店の信用状態に重大な変化が生じた当社が判断したとき。
 - (4) 架空の取引に係る売上金額の支払い請求、その他不正な行為を行った客観的な事由があると当社が判断したとき。
 - (5) 当社又は電子マネー発行会社の信用を失墜させる行為を行った当社が判断したとき。
 - (6) 当社に対して暴力、威力又は詐欺的要求、又は法的責任を超えた不当な要求を行ったとき。
 - (7) その他加盟店として不適当と当社又は電子マネー発行会社が判断したとき。
 - (8) 本契約の条項の一つでも違反したとき。
3. 本条による本契約の解除は、当社の加盟店に対する損害賠償請求を妨げないものとします。

第39条【本契約終了時の義務】

本契約が第35条【任意解約】、第36条【有効期間】、又は前条【契約解除】により終了したときは、加盟店は以下の義務を負うものとします。

- (1) 加盟店は、直ちに加盟店の負担においてすべての加盟店標識の掲載を取りやめるとともに、利用者に本サービスの利用を行わせてはならないものとします。又、本契約の終了について、当社の指示にも従うものとします。
- (2) 加盟店は、加盟店標識、取扱関係書類、印刷物等、当社から交付された一切をすみやかに当社に返却するものとします。なお、電子的な方法で交付され返却できないものは、加盟店の責任において破棄するものとします。
- (3) 加盟店の本契約に基づく当社に対する未履行の債務がある場合には、加盟店は直ちに債務を履行するものとします。
- (4) 契約終了日までに行われたチャージ取引は有効に存続するものとし、加盟店及び当社は、当該チャージを本規約に従い取扱うものとします。ただし、加盟店と当社が別途合意をした場合はこの限りではありません。

第40条【損害賠償】

1. 加盟店は、本規約に違反し当社に損害を与えた場合には、当該損害を賠償するものとします。
2. 加盟店が当社に対する金員の支払を遅滞したときは、支払うべき金員に対して年14.6%（年365日日割計算）の遅延損害金を付加して支払うものとします。

第41条【本サービスの廃止】

1. 当社は、本サービスの一部又は全部を廃止することがあります。本サービスの一部又は全部を廃止する場合には、予め加盟店にその旨を通知します。
2. 前項の規定による本サービスの一部又は全部の廃止があったときは、本サービスの一部又は全部に係る契約は終了するものとします。
3. 本サービスの一部又は全部の廃止により、加盟店が何らかの損害を被った場合におい

ても、当社は一切の責任を負わないものとします。

第42条【準拠法】

本規約に関する準拠法は、すべて日本法が適用されるものとします。

第43条【合意管轄裁判所】

本規約について訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第44条【協議事項】

本規約に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、加盟店と当社は誠意を持って協議のうえ解決するものとします。

以上

平成29年 2月20日 制定

令和 6年 7月23日 改定

令和 8年 4月 1日 改定

別紙**【顧客操作型チャージ機を導入する場合のセキュリティ対策】**

1. 加盟店は、顧客操作型チャージ機（以下、「チャージ機」といいます。）を用いて、本サービスを利用する場合には、当社が加盟店のセキュリティ対策を別に認めた場合を除き、以下の各号に定めるセキュリティ対策事項を遵守するものとします。
 - (1) 上位通信手段に用いるルータ等の機器（以下、「通信機器」といいます。）について、チャージ機提供事業者等が指定する機器がある場合、その通信機器を使用するものとする。
 - (2) チャージ機又は通信機器が盗難されないように、チャージ機提供事業者などの指示に従って設置するものとする。
（例：セキュリティワイヤーの設置、アンカーボルトでの固定など）
 - (3) チャージ機を導入する際は、チャージ機に備わる盗難防止機能を有効にするものとする。
（例：防犯ブザーなど）
 - (4) チャージ機又は通信機器が盗難されたことを把握できるように、チャージ機の設置状況を確認するものとする。
（例：監視カメラを設置、現金回収時に確認、定期的な見回りでの確認など）
 - (5) 万が一、チャージ機が盗難された場合は、早急にチャージ機提供事業者などに連絡し、盗難されたチャージ機の利用停止手続きを実施するものとする。
2. 加盟店は、前項に定める事項を遵守せずにチャージ機及び通信機器を設置した場合、その他加盟店の責めに帰すべき事由によりこれらが盗難にあった場合に、その一切の責任（盗難後のチャージ機又は通信機器の不正使用等による損害の賠償を含むが、これに限らない。）を負うものとします。
なお、加盟店がセキュリティ対策業務を委託した第三者が前項の義務を遵守しない場合も同様とします。

【チャージ限度額及びチャージ限度回数の制限】

1. 当社はチャージ機の盗難時等に備え、1日のチャージ限度額及びチャージ限度回数を予め設定のうえ端末毎に制限するものとします。
2. 設定されたチャージ限度額又はチャージ限度回数に到達した場合、チャージを行うことができなくなるため、加盟店から当社又はチャージ機提供事業者などに申出することにより、制限を解除できるものとします。
3. なお、チャージ機の盗難等で当社がチャージ限度額及びチャージ限度回数の制限が必要とみなした場合は解除をしないものとします。

【利用者から受領した現金の管理】

1. 加盟店は、チャージの対価として利用者から受領した現金について、自己の責任において管理するものとします。
2. 前項の現金が、毀損、盗難、紛失等した場合であっても、加盟店は当社への当該チャージ金に関するチャージ金の支払い義務を免れないものとします。

以上